

「社会的なもの」における差別と画一主義への規定性について

——アーレントの社会集団論的記述を解釈する——

川崎市立看護短期大学 河合恭平

1 目的

本報告の目的は、H・アーレントの「社会的なもの (the social / das Gesellschaftliche)」の概念における差別と画一主義といった、社会集団論的側面に関する理論構成を導出することである。彼女の「社会的なもの」の概念は、主に生命や経済に関わり、人間行為が「労働」へ規定される現象という解釈がよく知られている。かかる「社会的なもの」と、彼女の全体主義のテロル論とを結びつける解釈も標準的である。だが、両者の結びつきはそれほど単純だろうか。主著『全体主義の起原』等では、貴族、ブルジョワ、ユダヤ人といった集団間の相互関係や大衆社会化に非常に多くの紙幅が割かれているが、この部分が見落とされていないだろうか。

「社会的なもの」がメインに扱われている『人間の条件』第6節に注意を払うと、その前半部は必ずしも経済的側面に限定されない内容が続く。この部分こそ集団論的側面と呼びうる記述に当たるが、これに関する詳細はアーレントの別の諸テキストに出現する。これらを参照することで、彼女の「社会的なもの」の概念には、社会集団の持つ規定性に関する彼女の理論が含まれていることが分かってくる。この理論を捉えることで、彼女の全体主義論をより体系的に理解しうるだろう。

2 方法

M・カノヴァンや川崎修は、18～9 世紀上流社会のサロンを事例に、社会関係が押し付ける行動様式における画一主義に関する『人間の条件』の記述から、これを文化的・社会学的要素や側面として特徴づけている。本報告はこれら先行研究の観点を改めて採用し、アーレントのテキストを解釈する。特に、集団論的側面に関する記述が顕著である「リトルロックに関する考察」論文、「文化の危機」論文（『過去と未来の間』所収）、ユダヤ論を扱った前期のテキスト等の読解を行う。

3 結果

まずアーレントは、「社会的なもの」の規定性として、集団内の画一主義化を挙げ、それが集団内-外を越えて拡がるとき大衆社会へ変動する点を問題視した。M・ラインハートらの指摘のとおり、この理論的根拠としてA・トクヴィルの「諸条件の平等」が示唆されている。この思想的背景には1950～60年代アメリカの保守とリベラルの対立があるが、彼女は両者を批判し、特に後者の台頭を平等＝画一主義の脅威と見なしていた。他方、G・ジンメルやL・A・コザーらの内-外集団の闘争論を想起させつつ、アーレントは「社会的なもの」の原理に「差別・差異」を据えている。

これら読解の結果、アーレントにおける「社会的なもの」の集団論的側面の理論的特徴として、次の4点が導出される。①社会集団間は差別・差異化される。この差別・差異が画一化するとき大衆社会が出現する。②社会と大衆社会は対立的に区別される。③社会集団は画一主義化の傾向を持つ。④社会とその外部（モップ、エリート、大衆等）には対立関係がある。

4 結論

以上により、アーレントの「社会的なもの」の概念は経済的側面に加え、集団論的側面の理論も有していることを明らかにした。アーレントは、かかる彼女独自の社会集団論の観点から、19世紀の階級社会の教養や道德の集団的特徴が帝国主義のレイシズムと暴力の主体たるモップを受け入れやすくし、また、20世紀の大衆社会において、全体主義のプロパガンダが浸透し、たやすく組織化されうる土壌を見出したのである。